

答申第78号

(諮問第101号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年4月4日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 個人情報の開示請求

審査請求人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成26年3月25日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

私は、平成〇〇年〇月〇日午前中に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の自宅において警察官から保護されましたが、その保護されたことに関する私の情報

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報として、〇〇〇警察署が作成した審査請求人に係る「保護カード」、「保護監視簿」及び「保護通知書」（以下「本件対象公文書」という。）に記録されている審査請求人に関する情報を特定した上で、次に掲げる部分が条例第15条第2号及び第7号に該当するとして一部開示決定を行い、平成26年4月4日付けで審査請求人に通知した。

##### (1) 保護カードの開示しない部分

- ア 警部補以下の職にある警察職員の印影及び氏名
- イ 発見時の状況及び保護を必要と認めた理由
- ウ 保管物品の受領者印、預入者との関係
- エ 引受者

##### (2) 保護監視簿の開示しない部分

警部補以下の職にある警察職員の印影及び氏名

##### (3) 保護通知書の開示しない部分

- ア 警部補以下の職にある警察職員の印影
- イ 引渡先

### 3 本件審査請求

審査請求人は、上記の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、平成26年6月6日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

- (1) 一部開示決定処分取消しを求める。
- (2) 「保護カード」及び「保護監視簿」の不開示部分の全ての開示を求める。
- (3) 「保護通知書」の番号「5」、引渡先の不開示部分の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張する審査請求の主たる理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 被保護者の職業「無職」との記載は、不実である。  
（緊急措置入院の際に指定医が診断書に無職と記載したのは）「保護カード」に記載した警察官の誤った職業記載が、後に引き継がれていったものである。なお、職業「無職」の記載が「悪意ある改竄」の場合、「保護カード」が公文書であるのであれば、公文書原本不実記載である。誤記した警察官を不開示にする事は担当職員の不作為の隠蔽である。
- (2) 警察官は、その職権職務を遂行するとき、警察手帳の提示義務や氏名の明示は必要ないのか。
- (3) 各不開示事項の判例等
  - ・ 公務員氏名については、公務員個人のプライバシーが問題となる余地はないとし、氏名の不開示が取消された判例  
仙台地方裁判所 平成8年7月29日 民事2部判決  
事件番号 (行ウ) 第4号 文書開示拒否処分取消請求 事件
  - ・ 不開示情報に該当するとは認められない判例  
最高裁判所 平成6年2月8日 第三小法廷判決（民集48巻2号 255頁）

「開示請求部分が関連する不開示要件に該当するという具体的な事実を主張、立証しない限り、本件不開示情報に該当するとは認められないというべきである。」

- (4) 他害行為の場合、原則として刑罰法令に触れる事を要件としている。従い、通報者（審査請求人の戸籍上の配偶者）は、刑罰法令に触れる程度の行為を親告し、臨場した警察官は、視認したものと思われる。

不開示部分の通報者による親告事項の開示により、審査請求人の訂正請求権の権利行使が可能となる。従い不開示は、権利侵害である。

- (5) 事物発生から〇年も経過した後に報復をおそれる者（審査請求人の他害行為を予見、又は確信している者）は、不安神経症（又はその類する精神疾患）を患っていると思われる。
- (6) 審査請求人に自己の氏を名乗った警察官は、職権職務を忠実に遂行したものであると思われる。しかしながら、氏を不開示された警察官は、いやしくもその濫用にわたるようなことをしたものである。また、具体的な事実を主張、立証しない限り、不開示情報に該当するとは認められない。

#### **第4 実施機関の主張の要旨**

本件審査請求に対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

##### **1 保護業務について**

- (1) 保護業務の根拠規程

警察は、個人の生命、身体及び財産を保護する責務を負っているが、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条では、精神錯乱者、泥酔者、迷い子、病人、負傷者等の保護措置の権限を規定している。同条第1項では「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者（同項第1号）、又は迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（同項第2号）で、応急の救護を要すると認められる者を発見したときは、警察署等の適当な場所において保護しなければならない。」旨、警察官に一時的に実力の行使を伴う保護措置の権限を定めている。

警察官の保護措置は、24時間を超えてはならないとされ（同条第3項）、あくまで一時的かつ応急的な措置であることから、速やかに家族等への通知のほか、公衆保健、公共福祉等の関係機関へ引き継がなければならないものとされている（同条第2項）。

また、警察が取り扱った保護については、保護した者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を簡易裁判所に通知しなければならないとされている（同条第5項）。

(2) 精神保健福祉法に基づく知事への通報

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」旨規定されており、警察が保護措置を執った場合において、精神錯乱のため自傷他害（自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす）のおそれがある場合には、大分県知事（大分県福祉保健部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）が担当）に通報した上、精神保健福祉法上の措置が必要な場合には、障害福祉課に被保護者の引継ぎを行っている。

(3) 保護業務で作成する書類

警察官が保護措置を執った場合には、被保護者の人定事項、保護の理由、保護の法的根拠、保護の取扱い経過等を記載する「保護カード」を取扱い警察官等が作成し、被保護者を警察署の保護室に入室させた場合には、被保護者の動静を記録する「保護監視簿」を作成することとなる。また、警職法第3条第5項の規定に基づく簡易裁判所への通知は「保護通知書」により行っている。

## 2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、〇〇〇警察署の警察官が審査請求人を平成〇〇年〇月〇日に保護した際に作成された保護カード及び保護監視簿並びに大分簡易裁判所に通知した保護通知書で構成されている。

(1) 保護カード

保護カードは、決裁欄、保護の区別、被保護者の本籍・住所・氏名・生年月日等の人定事項、発見の日時・場所・端緒、発見時の状況及び保護を必要と認めた理由、保護の法的根拠、保護の開始日時、保護室収容時間、保護の場所、保管物品（物品名、員数、預入月日、返還月日、受領者印、立会人氏名、取扱者氏名）、保護取扱者、知事への通報、簡裁への通知、保護時間の延長、引渡（引継）状況等が記載されている。

(2) 保護監視簿

保護監視簿は、決裁欄、被保護者の氏名等、保護開始年月日・時間、保護解除月日・時間、被保護者の状況を確認した時間、状況、確認方法、確認をした警察官の氏名、保護主任者の確認等が記載されている。

(3) 保護通知書

保護通知書は、決裁欄、保護の法的根拠、被保護者の住所・氏名、保護理由、保護日時、引渡日時、引渡先等が記載されており、警察署で取り扱った被保護者をまとめて記載し、簡易裁判所に通知している。

### 3 本件対象公文書の不開示事由該当性

(1) 保護カードに係る不開示事由該当性

ア 条例第15条第2号の該当性について

(ア) 警察官の氏名及び印影について

条例第15条第2号は請求者以外の個人に関する情報については不開示とする旨定めているが、同号ただし書ハにおいては、当該個人が公務員である場合は、公務員の職及び氏名（実施機関が定める警察職員の氏名を除く。）並びに職務遂行の内容に係る部分については開示することとされている。

しかし、ただし書ハに規定する「実施機関が定める警察職員」については、大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成18年大分県警察本部告示第17号）により、警部補以下の警察職員と定められている。

よって、保護カードの決裁欄の係長及び係の印影、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の保護カードを記載した警察官の訂正印の印影、立会人及び取扱者の警察官氏名及び印影、「保護者」欄の保護取扱い警察官の氏名及び印影並びに「引渡（引継）状況等」欄の保護解除担当者の警察官の氏名及び印影については、警部補以下の警察官の氏名及び印影であることから、条例第15条第2号ただし書ハには該当しないため、条例第15条第2号に該当すると判断して不開示としたものである。

(イ) 「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄及び「保管物品」欄の情報について

条例第15条第2号は請求者以外の個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報を不開示としている。保護カードの「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の1行目から2行目の

不開示部分及び「保管物品」欄の受領者印には、請求者以外の第三者の個人情報に記載されている。これらの情報は、警察が請求人以外の第三者から収集したものであり、第三者の個人情報である。

よって、条例第15条第2号に該当すると判断して不開示としたものである。

イ 条例第15条第7号の該当性について

保護カードの「引渡（引継）状況等」欄の引受者の不開示部分は、被保護者を障害福祉課に引き継いだ際の障害福祉課担当職員の氏名及び印影が記録されている。

当該不開示部分が開示された場合には、被保護者が精神保健福祉法上の措置を執った障害福祉課担当職員に対し、報復として執拗な抗議・牽制、業務妨害等を行う可能性があり、今後、障害福祉課が被保護者からの後難を恐れて精神保健福祉法上の引受を拒む事態が発生するなど、円滑な関係機関への引継ぎに支障が生じるおそれがあり、開示することにより、警察の保護業務の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第15条第7号に該当すると判断して不開示としたものである。

(2) 保護監視簿に係る不開示事由該当性

保護監視簿は、被保護者を保護室に入室させた際に、被保護者の状況を記録した文書であり、同文書の決裁欄の係長の印影及び確認者警察官の氏名は、いずれも警部補以下の警察官である。

よって、前記(1)ア(ア)に記載のとおり、条例第15条第2号に該当すると判断して不開示としたものである。

(3) 保護通知書に係る不開示事由該当性

ア 条例第15条第2号の該当性について

保護通知書の決裁欄の係長及び係欄の不開示部分は、いずれも警部補以下の警察官の印影である。

よって、前記(1)ア(ア)に記載のとおり、条例第15条第2号に該当すると判断して不開示としたものである。

イ 条例第15条第7号の該当性について

保護通知書の「引渡先」欄の不開示部分には、引受担当者の障害福祉課担当職員の氏名が記録されている。

よって、前記(1)イに記載のとおり、条例第15条第7号に該当すると判断して不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

### 1 本件対象公文書及び本件不開示個人情報について

#### (1) 保護カード

警職法第3条第1項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。」と規定しており、同項第1号において「精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者」と規定している。

また、精神保健福祉法第23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定している。

警職法第3条第1項の規定により保護した者について、精神保健福祉法第23条の通報を行った結果、同法に規定する措置を講ずる必要があると認められた場合は、警職法第3条第2項の「この種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。」との規定により、被保護者を障害福祉課に引き継ぐこととなる。

本件対象公文書である保護カードは、警職法第3条第1項の規定により審査請求人を保護した際に作成された公文書であり、被保護者である審査請求人の本籍、住所、氏名等のほか、発見の端緒及び保護の開始から知事への通報を経て障害福祉課へ引き継ぐまでの状況等が記載されている。

実施機関は、保護カードに記載されている情報のうち、警察職員の氏名及び印影の一部、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の被保護者以外の第三者からの通報の内容並びに保管物品の返還欄の受領者印が条例第15条第2号に、「引渡（引継）状況等」欄の引受者である障害福祉課職員の氏名及び印影が同条第7号にそれぞれ該当するとして不開示としている。

#### (2) 保護監視簿

本件対象公文書である保護監視簿は、警職法第3条第1項の規定により保護した審査請求人を〇〇〇警察署の保護室に入室させた際に作成された公文書であり、保護室内における審査請求人の状況及びその確認をした警察職員の氏名等が記載されている。

実施機関は、保護監視簿に記載されている情報のうち、警察職員の氏名及び印影の一部が条例第15条第2号に該当するとして不開示としている。

### (3) 保護通知書

警職法第3条第5項は、同条第1項の規定により保護した者の氏名等を簡易裁判所に通知しなければならないことを定めている。

本件対象公文書である保護通知書は、この規定により、〇〇〇警察署で取り扱った被保護者について簡易裁判所に通知する際に作成された公文書であり、被保護者の住所・氏名、保護理由、保護日時、引渡日時、引渡先等が記載されている。

実施機関は、保護通知書に記載された情報のうち、決裁欄の警察職員の印影の一部が条例第15条第2号に、「引渡先」欄の障害福祉課職員の氏名が同条第7号にそれぞれ該当するとして不開示としている。

## 2 条例第15条第2号該当性について

### (1) 条例第15条第2号

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（実施機関が定める警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」、「ニ 当該個人が地方自治法第221条第3項の規定に基づき知事が調査権等を有する法人の役員又は職員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、



当該役員又は職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」及び「ホ 当該個人が実施機関が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務で実施機関が定める予算科目の予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報を開示しても、当該個人の権利利益を害されるおそれがないときは、当該情報のうち、当該個人の役職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても不開示情報から除く旨規定している。

(2) 警察職員の氏名及び印影の条例第15条第2号該当性

警察職員の氏名及び印影は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第15条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討すると、同号ただし書ハにおいて、公務員の氏名については開示することとしているところ、「実施機関が定める警察職員」の氏名が除かれている。この「実施機関が定める警察職員」については、大分県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程第5条において警部補以下の階級にある警察職員と定めている。

審査会において本件対象公文書を見分したところ、不開示とされている警察職員の氏名及び印影は、いずれも警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影であることが確認できたことから、条例第15条第2号ただし書ハには該当しないと認められる。

また、同号ただし書イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当すべき事情がないことから、本件対象公文書において不開示とされている警察職員の氏名及び印影は、条例第15条第2号に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、平成8年7月29日仙台地方裁判所判決を根拠に「公務員氏名については、公務員個人のプライバシーが問題となる余地はない」と主張している。しかしながら、当該判決は警察職員以外の公務員の氏名について判示したものであり、本件とは事案を異にしており、上記の判断に影響を与えるものではないと認められるので、その主張は採用できない。

(3) 保護カードの「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄及び保管物品の返還欄の情報の条例第15条第2号該当性

保護カードに記載された「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の被保護者以外の第三者からの通報の内容及び保管物品の返還欄の受領者印は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第15条第2号本文に該当すると認められる。

また、同号ただし書イからホまでのいずれにも該当すべき事情がないこと

から、これらの情報は、条例第15条第2号に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、「通報者（審査請求人の戸籍上の配偶者）は、刑罰法令に触れる程度の行為を親告し、臨場した警察官は、視認したものである。不開示部分の通報者による親告事項の開示により、審査請求人の訂正請求権の権利行使が可能となる。従い不開示は、権利侵害である。」と主張している。しかしながら、被保護者以外の第三者からの通報の内容は、その通報を行った者に関する情報であって、審査請求人にその訂正を請求する権利はなく、上記の判断に影響を与えるものではないと認められるので、その主張は採用できない。

### 3 条例第15条第7号該当性について

条例第15条第7号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

保護カード及び保護通知書に記載された障害福祉課職員の氏名及び印影を本人に開示した場合、保護及びその後の措置に対する本人の不満から、報復として、また、保護カード等の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、種々の問合せがなされるなど、障害福祉課の日常業務に支障を及ぼすおそれがあり、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、ひいては警察と障害福祉課が一体となった保護業務の推進に支障が生じ、警察の保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、保護カード及び保護通知書に記載された障害福祉課職員の氏名及び印影は、条例第15条第7号に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、「事物発生から〇年も経過した後に報復をおそれる者（審査請求人の他害行為を予見、又は確信している者）は、不安神経症（又はその類する精神疾患）を患っていると思われる。」と主張している。しかしながら、上記の判断は、保護事件発生からの経過年数によって影響を受けるものではないと認められるので、その主張は採用できない。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの個人情報開示請求に対し実施機関が行った個人情報

報の不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては審査の対象外であり、判断する立場にはない。

## 5 結論

以上のことから、本件不開示個人情報情報は条例第15条第2号及び第7号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日         | 処理内容               |
|-------------|--------------------|
| 平成26年 7月11日 | 諮問                 |
| 平成26年10月29日 | 事案審議（平成26年度第7回審査会） |
| 平成26年11月26日 | 事案審議（平成26年度第8回審査会） |
| 平成26年12月24日 | 答申決定（平成26年度第9回審査会） |

### 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

| 氏名     | 職業               | 備考 |
|--------|------------------|----|
| 吉田 祐治  | 弁護士              | 会長 |
| 城戸 照子  | 大分大学経済学部教授       |    |
| 池邊 英貴  | 大分県商工会議所連合会専務理事  |    |
| 森 哲也   | 元大分合同新聞社特別顧問     |    |
| 芥川 美佐子 | 大分県地域婦人団体連合会理事   |    |
| 貞永 明美  | 大分県医師会常任理事       |    |
| 野田 伸子  | 元大分市立西の台小学校長     |    |
| 佐伯 圭一郎 | 大分県立看護科学大学看護学部教授 |    |
| 阿南 栄子  | 元大分市大南支所支所長補佐    |    |